

令和8年度 森と木の利活用促進事業の募集に関するQ & A

【補助対象について】

Q. 都内の木材関連業者等で組織する団体とは、具体的にどのような団体が当てはまりますか。

A. 木材関連業者等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらのものがその事業活動を実質的に支配することができると思われる団体です。

Q. 都外の企業・団体でも申請できますか。

A. 「都内に主たる営業所がある」ことを要件としているため、都外のみ企業・団体は対象外となります。

Q. 他の補助金と重複して本事業を利用することは可能ですか。

A. 補助金の重複はできません。

Q. どのような経費が補助対象となりますか。

A. 事業の実施に直接必要な経費が対象です。主な例は以下の通りです。

- ・外部講師等の謝金、人件費
- ・会場使用料、機械借り上げ費
- ・印刷物作成費、消耗品費
- ・委託料、備品購入費（汎用性の高いものは除く）

※消費税は原則として補助対象外です。

【申請について】

Q. 申請時にはどのような書類が必要ですか。

A. 実施計画書（第一号様式）の他、団体規約等の概要資料、見積書等の積算根拠資料、構成員名簿等が必要となります。

Q. 補助金の申請額はどのようにして決めればよいですか。

A. 申請しようとする補助金の額は、施工業者等からの見積もりなど、根拠のある金額を提示してください。また、見積書の写しを申請書に添付してください。複数社の見積もりが必要といった制限はありませんが、金額が異常に高いなど、申請額に疑義が生じた場合には、詳細を確認することがあります。なお、実際にやってみたら金額が大幅に下がったということがないよう、精査した金額で申請してください。

Q. 申請書の書き方などはどこに問い合わせればよいですか。

A. 下記までお問い合わせください。

① 事業実施場所が主に区部・島しょ

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当

新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎 21 階中央 TEL 03-5320-4855

② 事業実施場所が主に多摩地域

東京都 産業労働局 森林事務所 森林産業課 振興担当

青梅市河辺町 6-4-1 青梅合同庁舎 2 階 TEL 0428-22-1162

※提出先は①の東京都産業労働局農林水産部森林課木材流通担当となります。

Q. 申請書は直接持参してもよいですか。

A. 申請書は上記「① 東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当」まで、郵送、又はメールにてご提出ください。

Q. 申請すれば必ず補助金がもらえますか。

A. 提出された実施計画書の内容が適当と認められる場合は、補助の対象となりますが、予算の上限に達した時点で受付終了となりますので、ご注意ください。

【事業の実施について】

Q. 計画が承認されれば、事業に着手してよいですか。

A. 計画承認の通知後、補助金の交付申請をしていただき、東京都から補助金交付の決定が通知されてから事業に着手してください。イベント等の告知や物品の発注等、交付決定前に着手した行為については補助対象外となりますのでご注意ください。

Q. 事業内容や経費を変更したい場合はどうすればよいですか。

A. 事業内容や経費配分を大きく変更する場合は、事前に変更承認申請が必要です。軽微な変更を除き、必ず事前にご相談ください。

Q. 事業が終わった後はどうすればよいですか。

A. 請負業者等への支払いが済んだ時点で事業完了となります。実績報告書を都に提出してください。その際、銀行の振込関連書類など支払いに関する書類も確認します。なお、実績報告書については、事業完了後速やかにご提出ください。